

## 2020年（令和2年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）8月14日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）8月14日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）8月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 東棟3階 301会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について（別冊）  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について（別冊）  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
1番 坂本 忠士      2番 佐藤 眞子      4番 渡壁 則人      6番 谷邊 博人  
7番 岡本 卓也      10番 安原 理雄      11番 下江 京子      13番 山本 明  
以上8名
- 8 欠席委員  
3番 土屋 智樹      5番 山本 信之      8番 小林 輝仁      9番 寶諸 孝也  
12番 河村 昇      14番 須藤 薫雄      15番 谷本 耕造      以上7名
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員  
事務局次長      瀧川 滋 雄      松永出張所      花田 宏  
神辺出張所      杉原 信 弘      北部出張所      藤井 裕 美  
沼隈出張所      杉本 倫 草      新市出張所      山本 隆 博  
事務局      藤井 勝 俊  
以上7名

1 1 議事内容

午前 9 時 5 5 分開会

事務局 次長	<p>ただいまから、2020年（令和2年）第8回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>—開会挨拶—</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち，出席委員8名，欠席委員7名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号4番 渡壁 則人 委員と議席番号11番 下江 京子 委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2020年（令和2年）第8回総会議案書追加・訂正事項をご覧ください。</p> <p>別冊5ページ1番の施設欄の転用目的の宅地の拡張を露天駐車場に訂正，次に同2番を取下げとなっております。</p>
議 長	<p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは，東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では，8月24日月曜日，午前9時00分から関係者により現地調査を行い，午前11時00分から地区協議会員7名中6名の出席により，市役所東棟301号室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は，議案第1号1件，議案第3号3件，議案第4号1件，議案第5号1件，の合計6件です。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊1ページ1番について報告します。</p> <p>1番は神辺町道路上に住む借受人が申請地の1,018㎡の内150㎡へ使用貸借権を設定し，経営規模拡大のために借り受けるものです。</p>

	<p>申請地には、野菜を作付けする計画です。角借受人は高齢ですが子供夫婦と同居しており共同で耕作していきます。</p> <p>また、耕運機1台、草刈機1台保有しています。</p> <p>下限面積については、現在自作農地の畑が793㎡あります。</p> <p>これに4ページ14番で贈与を受ける農地の2筆の108㎡と、この案件で譲り受ける農地150㎡、併せて1,051㎡を耕作することになり、下限面積の条件は満たしております。</p> <p>申請地は自宅から2.3kmで芦田川自動車学校の北西約1kmの所です。</p> <p>借受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、8月25日の午後2時からの現地調査に続き、午後4時から市役所 東棟3階 301会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号3件、合計6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、8月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中全員の出席により、議案第1号3件、議案第4号1件、合計4件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、神村町の受人が、東村の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもの</p>

	<p>です。野菜を栽培する計画です。</p> <p>5番と6番は関連案件です。柳津町二丁目の受人が、神村町の渡人から、5番で譲受け、6番で使用貸借権を設定し、新規就農をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、8月25日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>協議会委員全員出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号23件、議案第4号1件の合計31件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの7番から3ページの12番について報告をします。</p> <p>7番は、芦田町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>8番は、加茂町の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>9番は、南蔵王町六丁目の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>10番は、曙町四丁目の借受人である法人が、6年間の解除条件付の賃借権を設定して、尾道市の貸出人から申請地を借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、駅家町の譲受人が、蔵王町五丁目の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、駅家町の譲受人が、新市町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13番 (山本 明)	<p>神辺地区では、8月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1</p>

	<p>号3件、議案第2号2件、議案第3号2件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ13番から15番について報告します。</p> <p>13番は、川南の譲受人が親族である福岡県糟屋郡志免町の譲渡人から川南の畑1筆420㎡の持分十八分の一を贈与により譲り受けるものです。</p> <p>14番は、1ページ1番と関連です。</p> <p>道上の譲受人が親族で農業後継者のいない川南の譲渡人から道上の畑1筆11㎡と田1筆97㎡の合計108㎡を贈与により譲り受けて畑として耕作し、野菜の栽培をするものです。</p> <p>15番は、上御領の田、3筆合計637㎡について、上御領の譲渡人から農業後継者である同居する孫の譲受人が贈与により譲り受けて耕作し、引き続き水稲・野菜の栽培をしていくものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>また、10番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、法人が経営規模を拡大するため所有者と賃借権を設定するものです。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により，議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 番について報告します。</p> <p>瀬戸町の申請人が，申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は，瀬戸池の東，約 8 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
1 0 番 (安原)	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊 5 ページの 3 番について報告します。</p> <p>3 番は，芦田町の申請人が，申請地に農家住宅 2 棟を建築するものです。</p> <p>場所は，福相小学校の東，約 2 0 0 メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが，日照・排水等，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから，許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
1 3 番 (山本 明)	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」 5 ページ 4 番と 5 番について報告します。</p> <p>4 番は，上御領の申請人が，申請地である上御領の田，2 筆 1，9 9 2 m<sup>2</sup>に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>5 番は，下御領の申請人が，申請地である下御領の田，1 筆 2，3 5 7 m<sup>2</sup>を隣地で自己の経営する法人への貸露天駐車場として整備確保するものです。</p> <p>なお，既に申請地の一部を駐車場として利用されていたので顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました，日照・排水について支障なく，周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の3番は、平成18年度から平成20年度にかけて福田地上地区として実施された区画整理事業により整備された第1種農地です。</p> <p>4番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内存在するため、第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、3番は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号の3番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号の3番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p>
議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>

<p>1 番 (坂本)</p> <p>議 長</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊6ページ1番から3番について報告します。</p> <p>御門町で建築業を営む法人が1番から3番の申請地の畑5筆、所要面積4,414㎡を1番から3番の3名の個人から譲り受け、建売住宅15棟を建設する計画です。</p> <p>以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。場所は蔵王小学校の南西200mの所です。以上です。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p> <p>議 長</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、西新涯町の受人が、瀬戸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、瀬戸池の東、約900メートルです。</p> <p>5番は、大竹市の受人が、光南町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、津之郷公民館の東、約400メートルです。</p> <p>6番は、引野町南の受人が、熊野町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、熊野小学校の南、約100メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊8ページの7番から16ページの29番について報告します。</p> <p>譲受人である福山市が、7番から29番で埼玉県草加市、加茂町、駅家町、南蔵王町二丁目、岡山県倉敷市の譲渡人から、それぞれ申請地を譲受け、福山北産業団地第2期事業用地として整備するものです。</p> <p>全体で、筆数65筆、面積38,830.81平方メートルです。</p> <p>内訳は、</p> <p>加茂町大字下加茂が、筆数45筆、面積30,477.81平方メートル</p> <p>駅家町大字法成寺が、筆数11筆、面積2,422平方メートル</p> <p>駅家町大字服部永谷が、筆数9筆、面積5,931平方メートルです。</p> <p>地目別では、</p> <p>田が、41筆、30,685.81平方メートルで、</p>



<p>議 長</p>	<p>畑が、24筆、8,145平方メートルです。  場所、駅家北小学校の北、約1.5キロメートルのところ。  現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>13番 (山本 明)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」17ページ30番と31番について報告します。  30番は、尾道市の不動産業を営む法人が申請地である川北の田、2筆、合計1,280㎡を譲り受けて、長屋住宅2棟を建築するものです。  31番は、川北の借人が、親族である上御領の貸人から上御領の田1筆、409㎡に使用貸借権を設定して借り受け、住宅1棟を建築するものです。  なお、既に申請地の一部が車庫として利用されていたので、顛末書の提出を受けています。現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。  事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。  別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。  また、「7番から29番」は農地法施行規則第57条第5号レに規定する「地方公共団体が工場の施設の用に供される土地を造成するために農地を転用する。」ものです。  なお、「1番から3番」と「7番から29番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。  発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等無し —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の1番から3番と7番から29番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の1番から3番と7番から29番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>議案第4号「非農地証明について」の別冊18ページ1番について報告します。</p> <p>1番の申請地はいずれも市街化区域内の農地です。引野町一丁目221の申請地はアスファルトコンクリート敷きの月極め駐車場として、昭和60年頃から利用されています。引野町一丁目229及び230の申請地は一体になっており、コンクリート敷きの月極め駐車場として、昭和60年頃から利用されています。</p> <p>引野町北一丁目5537の申請地は進入路を含む住宅敷地の一部として利用され、昭和60年頃から現在の状態になっております。場所はいずれも東福山駅から北東100mないし200m北へ行った所です。以上の申請地はいずれも農地性はなく農地への復元も困難なため、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7番 (岡本)	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、岡山県高梁市の申請人が、昭和40年1月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、北迫池から、東へ約36メートルのところ。なお、2番は、農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	<p>議案第4号「非農地証明について」の別冊18ページの3番について報告します。</p> <p>3番は、駅家町の申請人が、昭和33年から、進入路及び住宅敷地として利用し、現在に至ります。場所は、服部南保育所の北、約1キロメートルのところです。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等無し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1番 (坂本)	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊19ページ1番について報告します。1番の相続税の納税猶予の特例適用をうける相続人は市街化区域内の農地である多治米町一丁目97-1の田2,372㎡の内1,515㎡に水稻栽培を通じて農業継承していきます。現地確認しましたが、適正に水稻を栽培されておりました。場所は多治米町一丁目交差点の南西へ20mの所です。相続人には必要な農機具、労働力もあり、営農意欲が強く、今後20年以上耕作する意思も確認しており、証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の20ページから24ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、26ページから37ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条49件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、38ページと39ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、40ページから44ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が17件ありました。</p> <p>次に、45ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会がありました。現地確認の結果、農地性</p>

	<p>はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、46ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、以上もちまして2020年（令和2年）第8回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>来月の総会は9月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>お気を付けてお帰りください。</p>

午前10時30分閉会